大分市週休２日工事実施要領

（目的）

第１条

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、大分市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向け「週休２日工事」を実施するものである。

（発注方式）

第２条

次のいずれかの方式とし、発注者が指定する。

（１）現場閉所型週休２日制

対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取組む方式

（２）週休２日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保に取組む方式

（対象工事）

第３条

対象工事は、発注者が次のいずれかの方式を指定する。

なお、受注者が週休２日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合「週休２日工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

（１）現場閉所型週休２日制

大分市が発注する建設工事とし、対象工事は特記仕様書に週休２日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

② 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対応とする。

③ その他発注者が指定する工事

なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった場合、「交替制」に変更できるものとする。

（２）週休２日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（１）①～③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休２日対象工事（交替制）であることを明示

する。ただし、建築・設備（プラント設備含む）工事は除く。

なお、上記（１）①～③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休２日制」を適用することができるものとする。

（週休２日の定義）

第４条

（１）休日の取り扱い

一般土木事業、港湾・漁港事業、建築・設備（プラント設備含む）事業の各工事（以下、各工事という。）における休日の形態は別紙１～３のとおりとする。

（２）対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。

ただし、週休２日交替制による場合の下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

（３）現場での作業に該当しない作業（現場閉所型週休２日制）

現場閉所中の以下の作業は「現場での作業」に含まないものとする。

① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業

③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

（実施内容）

第５条

（１） 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休２日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休２日工事を行うことでの工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「現場閉所型週休２日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、「週休２日交替制」により発注された上記第３条（１）①～③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するもの

とする。

（２） 計画工程表等の提出

受注者は、「現場閉所型週休２日制」に取組む場合、施工計画書提出時に週休２日の休日取得計画が確認できる工程表 （任意様式）を監督員に提出する。「週休２日交替制」に取組む場合は、技術者及び技能労働者（下請含む）の出勤状況がわかる一覧表（任意様式）などについて、受発注者間で休日取得の確認方法を協議すること。

（３） 看板等による表示

受注者は、「週休２日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙４ 表示例）

（４） 実施報告

受注者は、実施工程表や一覧表等により休日の取得状況をとりまとめ、大分市公共工事請負契約書第１１条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（５）変更協議

「現場閉所型週休２日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には 、事前に振替日を監督員へ報告の上、承諾を受けること。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

振替日については、同一期間（４週間）内で振替えることを原則とする。突発的な出勤又は現場閉所により、同一期間内で振替えが困難な場合は、隣接する期間に振替えることができる。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休２日の休日変更取得計画を監督員に提出すること。

（６） 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が２８日に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日（港湾・漁港事業による工事は、土曜日、日曜日及び祝日）の日数分を取得すれば達成と判断する。

（労務費等の取扱い）

第６条

労務費の補正は、休日の形態に応じた補正係数を適用し、週休２日の達成は、第５条「実施内容」に基づき確認する。

なお、各工事における取扱いは、別紙１～３のとおりとする。

（工事成績等の取扱い）

第７条

工事成績評定の取扱いは、以下のとおりとする。

第５条「実施内容」に基づく計画において、４週８休の休日が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

①土木工事

・監督員①　５.創意工夫　Ⅰ.創意工夫

・監督員②　２.施工状況　Ⅱ.工程管理

②建築・設備（プラント設備含む）工事

・監督員①　５.創意工夫　■その他

・監督員②　２.施工状況　Ⅱ.工程管理

（その他）

第８条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年７月１５日から施行する。

附則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

別紙１：一般土木事業による工事の休日の取扱い

（１）休日方式

次のいずれかの方式とし、発注者が指定する。

・現場閉所型週休２日制

工事着工に先立ち４週間のうち８日以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、１日を通して現場閉所することをいう。

※休日の考え方については、「週休２日工事（現場閉所型）休日等の考え方」（一般土木事業の場合）による。

・週休２日交替制

現場に従事する全ての技術者及び技能労働者について、交替しながら４週間のうち８日以上の休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

※休日の考え方については、「週休２日工事（交替制）　休日等の考え方」（一般土木事業の場合）による。

（２）休日形態

休日の形態は、下記のとおりとする。

① ４週８休：４週間のうち、８日間以上の休日を定め確保することをいう。

【現場閉所型週休２日制】

①予定価格が１３０万円を超える工事は、４週８休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じて予定価格を定め、施工後に休日の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更する。また工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）についても減額変更とする。

②予定価格が１３０万円以下の工事では、週休２日の補正を行わずに予定価格を定め、施工後に、４週８休以上の達成状況を確認後、各経費に補正係数を乗じて増額変更するものとする。また、工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

【週休２日交替制】

当初は週休２日の補正を行わずに予定価格を定め、４週８休以上が達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

表１　一般土木事業による工事の区分

<table>
<tr><th></th><th>１３０万円を超える工事</th><th>１３０万円以下の工事</th></tr>
<tr><td>現場閉所型
週休２日制</td><td>【予定価格】
・当初設計書で「４週８休以上」の補正を行い、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休に満たない場合や実施しない場合は、補正分を減額変更。</td><td>【予定価格】
・当初設計書では補正を行わず、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休以上達成の場合、補正分を増額変更。
・実施しない場合は、変更対象としない。</td></tr>
<tr><td>週休２日
交替制</td><td colspan="2">【予定価格】
・当初設計書では補正を行わず、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休以上達成の場合、補正分を増額変更。
・実施しない場合は、変更対象としない。</td></tr>
</table>

別紙２：港湾・漁港事業による工事の休日の取扱い

（１）休日方式

次のいずれかの方式とし、発注者が指定する。

・現場閉所型週休２日制

対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取組む方式

休日の形態は、適用する積算基準に応じ、下記のとおりとする。

① ４週８休：４週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※休日の考え方については、「週休２日工事（現場閉所型）休日等の考え方」（港湾・漁港事業の場合）による。

・週休２日交替制

現場に従事する全ての技術者及び技能労働者について、交替しながら４週間のうち８日以上の休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

※休日の考え方については、「週休２日工事（交替制）休日等の考え方」（港湾・漁港事業の場合）による

（２）休日形態

休日の形態は、適用する積算基準に応じ、下記のとおりとする。

① ４週８休：４週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

【現場閉所型週休２日制】

①予定価格が１３０万円を超える工事は、４週８休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じて予定価格を定め、施工後に休日の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）についても減額変更とする。

②予定価格が１３０万円以下の工事では、週休２日の補正を行わずに予定価格を定め、４週８休が達成できた場合、各経費に補正係数を乗じて増額変更するものとする。また、休日の取得状況が４週８休に満たないもの、及び工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

【週休２日交替制】

当初は週休２日の補正を行わずに予定価格を定め、４週８休以上が達成できた場合、各経費に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

表２　港湾・漁港事業による工事の区分

<table>
<tr><th></th><th>１３０万円を超える工事</th><th>１３０万円以下の工事</th></tr>
<tr><td>現場閉所型
週休２日制</td><td>【予定価格】
・当初設計書で「４週８休以上」の補正を行い、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休に満たない場合や実施しない場合は、減額変更。</td><td>【予定価格】
・当初設計書では補正を行わず、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休達成の場合、増額変更。
・実施しない場合は、変更対象としない。</td></tr>
<tr><td>週休２日
交替制</td><td colspan="2">【予定価格】
・当初設計書では補正を行わず、予定価格を算定。
【変更契約】
・４週８休達成の場合、増額変更。
・実施しない場合は、変更対象としない。</td></tr>
</table>

別紙３：建築・設備（プラント設備含む）事業による工事の休日の取扱い

（１）休日方式

休日の方式は、下記のとおりとする。

・現場閉所型週休２日制

工事着工に先立ち４週間のうち、８日以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、１日を通して現場閉所することをいう。

※休日の考え方については、「週休２日工事（現場閉所型）休日等の考え方」（建築・設備（プラント設備含む）事業の場合）による。

（２）休日形態

休日の形態は、下記のとおりとする。

① ４週８休（月単位）：４週間のうち８日間以上の休日を定め確保することをいう。

【現場閉所型週休２日制】

① 予定価格が１３０万円を超える工事は、４週８休以上の達成を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。施工後に休日の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）についても減額変更とする。

② 予定価格が１３０万円以下の工事では、労務費の補正を行わず、工事費を積算して予定価格を作成する。４週８休以上が達成できた場合、労務費の補正を行い増額変更するものとする。また、休日の取得状況が４週８休に満たないもの、及び工事着手前に週休２日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

表３　建築・設備（プラント設備含む）事業による工事

	１３０万円を超える工事	１３０万円以下の工事
現場閉所型 週休２日制	【予定価格】 ・当初設計書で「４週８休以上」の補正を行い、予定価格を算定。 【変更契約】 ・４週８休に満たない場合や実施しない場合は、減額変更。	【予定価格】 ・当初設計書では補正を行わず、予定価格を算定。 【変更契約】 ・４週８休達成の場合、増額変更。 ・実施しない場合は、変更対象としない。

別紙４　表示例（工事看板）　　※現場閉所型週休２日制の表示例

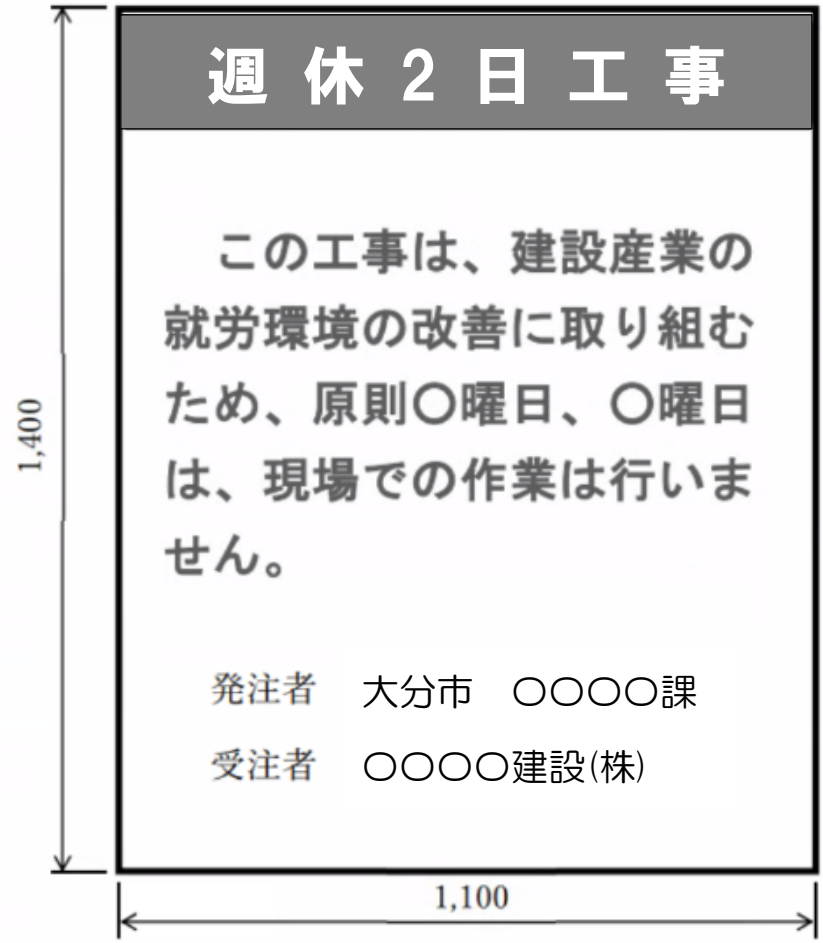
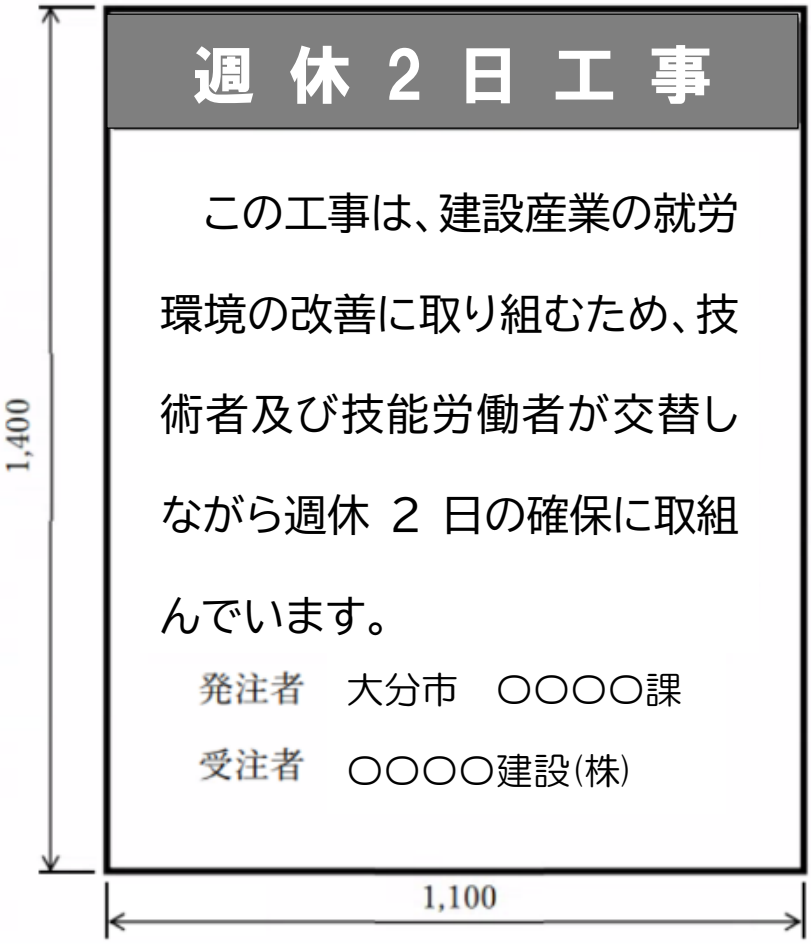
※週休２日交替制の表示例